

(公印省略)

総政企第9号  
平成29年1月11日

各府省統計主管部局長等会議構成員 殿

総務省政策統括官(統計基準担当)

### 統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検について

昨年末、一般統計調査において不正な事務処理を行っていたことが発覚し、職員が処分されるという事案がありました。本件は、一統計のみならず、政府統計全体や行政そのものに対する国民・企業等の信頼を損ないかねない極めて重大な事案であり、今後、同様の事案が決して起こらぬよう、各府省等におかれましては、徹底していただきたいと存じます。

また、今回の事案を踏まえ、各府省等の所管する統計について、統計法遵守の状況を、以下の視点で一斉点検させていただきます。対象は、基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法により作成する基幹統計の全てとします。

<点検の視点>

○【基幹統計調査及び一般統計調査】

周期調査・・・直近で行った統計調査について、総務大臣の承認を受けた当該調査計画の内容と異なるものとなっていないかどうか(一回限りの統計調査も同様)

経常調査・・・現在行っている統計調査について、総務大臣の承認を受けた当該調査計画の内容と異なるものとなっていないかどうか

○【統計調査以外の方法により作成する基幹統計】

現在作成している又は直近で作成した統計について、総務大臣に通知した作成方法の内容と異なるものとなっていないかどうか

上記の点検について、別添様式にまとめていただき、1月20日(金)15:00までに、下記連絡先宛てに報告してください。なお、当報告を踏まえて、更に詳細なヒアリングを行うことも想定しておりますので、御承知おきください。また、報告いただいた点検結果は、後日公表させていただきますので、御承知おきください。

御協力のほど、何とぞよろしく願いいたします。

【連絡先】

総務省政策統括官(統計基準担当) 統計企画管理官室

越、樽松、鶴岡

e-mail: s-soukatsu@soumu.go.jp

TEL: 03-5273-1142

FAX: 03-5273-1181

# 総務省としての今後の対応

## 【各府省に対する指導の徹底】

- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があったものについて、具体的に各府省に相違の内容を示し、統計法上の手続遵守を徹底するとともに、今後の変更承認申請において、各府省に対し必要な指導を個別に実施

## 【再発防止策の強化】

- 主要な統計調査について、改善のP D C Aスキームを今年度から実施し、統計精度の観点から調査内容をチェック
- 政策統括官（統計基準担当）が行う、統計調査の承認プロセスにおいて、事後のチェックに重点を置いた仕組みを構築